

第11回総会 令和3年4月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 令和3年度初めての総会であります。改めまして、事務局一同、令和3年度もよろしく申し上げます。つきましては、気持ちも新たにと言う意味も含めまして、農業委員会憲章の朗読を25番〇〇委員にお願いしています。他の委員の方も後に続いて斉唱をお願いします。

(委員会憲章朗読)

また、総会前に申し訳ありませんが、議案の追加をお願いします。議案第60号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得につきまして、議案書配付後に1件追加がなされました。議案書とは別に別紙議案書を議席に配付しておりますので、ご確認いただき、またご了承いただきますようお願い申し上げます。

局長 総会に先立ちまして、4月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

今月は、農地改良届が2件、公共工事に伴う農地の一時使用届が1件提出されていますので報告します。

まず、農地改良届より説明します。土地の所在は、大字茶臼原字〇〇番、地目：台帳・現況ともに田、面積2,704㎡の内1,684㎡、所有者：大字茶臼原〇〇番地、〇〇、申請者も〇〇、改良する理由は、周囲農地、道路より低く、水はけが悪いので、70cm程盛土して、使いやすい農地とするとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

5番 1番を報告します。申請場所は、茶臼原の〇〇であります。穂北の〇〇から西へ行った所の田であります。〇〇さんから相談があり、水はけが悪く、すぐぬかって作物は何も作れないとのことでした。農業委員会にも相談に行かれ、田の約半分くらいを

70 cm程盛土して、高さを均一にして耕作しやすい農地としていきたいとのことでした。

私も現地を確認していますので報告いたします。

局長 次に2番を説明します。土地の所在は、大字三納字〇〇番、地目：台帳・現況ともに田、面積601 m²の内200 m²、所有者：大字三納〇〇番地、〇〇、申請者も〇〇、改良する理由は、苗床ハウス建設の残土を有効利用し、道路より低い農地の一部を道路高さまで1m程盛土し、農機具が搬入できる良好な農地として改良するためとしています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

27番 2番を報告します。申請地は、三納の〇〇集落で、申請人、〇〇家の目の前の田であります。以前苗床を造られまして、隣に残った農地であります、道路よりも低く、農機具等が入らないことから、1m程盛土して、農機具が入れるようにして有効利用するとのことでした。近隣農家も承諾しており、改良後は、芋類を作付けすると聞いています。私も現地を確認していますので報告いたします。

局長 次に、公共工事に伴う一時使用届について説明します。土地の所在：大字平郡字〇〇番、地目・田、面積666 m²、使用面積666 m²、所有者の住所・氏名：大字平郡〇〇番地口、〇〇、借人の住所・氏名：大字山田〇〇番地、〇〇、発注者：宮崎県西都土木事務所、工事名：〇〇川樹木伐採・河川掘削工事その4、使用目的：現場事務所の設置、使用期間：令和3年4月19日から令和3年11月28日までとなっています。

場所は、三納〇〇交差点を三納方面に約1km進み、〇〇川の〇〇橋を渡った所の農地になります。昨年9月の第4回の総会時に報告しました、公共工事に伴う一時使用届の場所と同じ農地であります。地元〇〇委員にも確認いただいておりますので合わせて報告いたします。

局長 また、相続届出1件、使用貸借合意解約9件、賃貸借合意解約9件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

これからの、総会進行につきましては、会長をお願いいたします。

会 長 ただ今から令和3年度第11回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席状況は、全員出席であります。本日の議案件数であります、9件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。2番 ○○委員、32番 ○○委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第55号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第55号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、申請件数は議案書1ページの通り、3件であります。

申請番号1番を説明します。申請者：上三財の○○、申請地：大字上三財字○○番3、登記：畑、現況：山林原野、面積228㎡、申請内容・目的：山林用地、主な転用の内容：杉、ヒノキ、^{くぬぎ}櫟計30本の植林ですが、既に植林されていることから、始末書が添付されています。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

10 番 今回は、26番○○委員と私（10番 ○○委員）が会長の命を受けまして、4月21日、午前8時30分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第4条3件、農地法第5条9件、非農地証明1件の現地調査を行いました。順次報告していきますので、皆様のご審議をよろしく願います。尚、非農地証明調査には、25番○○委員にも同行していただきました。

26 番 1番を説明します。申請地は、三財地区の○○集落で、○○郵便局から西へ200m程行った所の農地です。この申請地は、昭和30年頃に杉、ヒノキを境界に15本程植林され、その後平成18年頃にクヌギを15本程無断で植林転用していたもので、違反転用を是正するための転用申請であります。このため、始末書が添付されていますのでご確認下さい。周囲は、東側は畑、西側は宅地、南側は宅地、北側は水田となってい

ます。この申請地には進入路がありません。転用に伴う、周辺への土砂流出は、既に60年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、特に懸念するところはありません。周辺関係者等の説明もなされているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。申請者：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積2,520㎡、申請内容・目的：山林用地、主な施設の内容：ケヤキ200本の植樹となっています。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

10番 2番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇橋から茶臼原に向かって約700m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。

今回の申請は、申請人の〇〇さんが、高齢のため作付けができず、鳥獣被害もあることから、ケヤキを200本植林するための転用申請です。周囲は、東側は排水路、西側は山林、南側は排水路、北側は水路となっています。雨水は、自然浸透により排水

します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。申請者：三宅の〇〇、申請地：大字片内字〇〇番24他1筆、登記：畑、現況：山林原野、面積9,387㎡、申請内容・目的：山林用地、主な転用の内容：杉の植林ではありますが、既に全面に杉が植林されていることから、始末書が添付されています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

26番 3番を説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇発電所から北へ500m程行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。この申請地は、山中に位置し、道路等進入路のない所で、申請人の父〇〇さんが40年程前に、前面に杉を植林していたもので、違反転用を是正するための転用申請です。周囲は、全て山林となっていて、現地には進入路もなく、川の対岸から見ることしかでき

ませんでした。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となっています。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第56号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第56号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書2～4ページの通り申請件数は9件であります。

1番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積840㎡、申請事由：農家住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：農家住宅1棟の建築及び農業用資材置場の設置となっております。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

10番 1番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇小学校から西へ約500m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、農家住宅を建設するために申

請されたものです。周囲は、東側は道路、西側は農地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、道路側溝に流し、生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は〇〇円となっています。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：聖陵町の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番2、登記・現況ともに畑、面積316㎡、申請事由：一般個人用住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築となっています。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

26番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇小学校から南西方向に200m程行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、住宅を建設するため

に申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は竹林となっています。雨水は、敷地内の側溝から前面の道路側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は〇〇円となっています。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：妻の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番4、登記・現況ともに田、面積36㎡、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅分譲用地であります。令和3年1月の総会議案第36号の案件で許可された転用農地の間に位置し、市より払い下げ許可されたことによる申請となっています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

10番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇小学校から北へ約50m行

った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、宅地分譲住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は転用許可済みの田、西側は田、南側は雑種地、北側は道路となっています。雨水は、市道側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲及び区画割は全てブロックで仕切ります。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は、〇〇円となっています。尚、この議案は、申請地を含む周辺一帯を宅地分譲用地として1月に転用申請したものであります。当初、この真ん中の土地が道であり、払い下げを受ける予定で転用許可を受けましたが、払い下げ後、現状が田の間であることから、法務局が、登記は田でしか認めず、登記が田となったので新たに転用申請を行ったものであります。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：新富町の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番2、登記・現況ともに畑、面積341㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利

の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅（木造平屋建）1棟の建築となっています。

議長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

26番 4番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南へ約200m行った所の農地です。詳細については配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の排水溝から南側道路側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等は、周辺にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は、〇〇円となっています。

議長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に5番の説明をお願いします。

局長 5番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番3、登記・現況ともに畑、面積16㎡、申請事由：駐車場用地、権利の内容：

売買による所有権移転、主な内容は：外構工事事務所駐車場の設置であります、申請地に、一ツ葉2本、シキミ1本が植樹されており、顛末書が添付されています。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

10番 5番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約100m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、本件の土地上に農地転用の許可を得ずに、一ツ葉2本とシキミ1本植えられていたもので、違反転用を是正し、新たに駐車場を設置するための転用申請であります。この案件は、顛末書が添付されていますので皆さんご確認下さい。周囲は、東側は転用済みの畑、西側は道路、南側は道路、北側は道路となっています。雨水は、自然浸透及び申請地南側の側溝に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等は、特に盛土する必要もないので懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は、〇〇円となっています。尚、この案件は、周辺土地について、1月に事務所用地の転用申請を行っております。周囲は事務所用地と道路となっていますが、この一角の農地の相続が難航しており、購入ができなかったのですが、相続財産管理人を立てて、購入が可能となったことで申請となったものです。

議 長 5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：広島市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積578㎡、申請事由：山林用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：クヌギ77本の植樹となっています。

議 長 6番について特別調査員の報告をお願いします。

26 番 6番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南東へ150m程行った所の農地です。詳細は配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、クヌギを植栽するために申請されたものです。周囲は、東側は畑、西側は畑、南側は山林、北側は畑となっています。又進入路がなく、あぜ道を歩いてたどり着くような農地で、管理が困難な状況であります。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、現状での植林であり、土砂流出はないと判断しました。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は、〇〇円となっております。

議 長 6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に7番の説明をお願いします。

局長 7番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1他4筆、登記・現況ともに田、面積2,936㎡、申請事由：木材置場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：木材置場及び作業用通路の設置となっています。

議長 7番について特別調査員の報告をお願いします。

10番 7番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇支所から北東へ約600m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、木材置場用地を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は水路、西側は水路、南側は道路、北側は水路となっています。雨水は、自然浸透及び東側の側溝に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、盛土しませんので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされております。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は、〇〇円となっております。

議長 7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18番 今回の申請は、木材置場となっておりますが、道路については、重量等大丈夫でしょうか。

事務局 地図を参照していただきたいと思いますが、申請地の南側、西側が開拓されており、山林の方に道路が設置されており、そこから搬入しており、住宅街の道路は利用して

おりません。

5 番 搬入路については、山林を開拓した道を利用するのですが、搬出等については、道路を使うと思うのですが、大丈夫ですか。

19 番 申請地の南側に、〇〇さんの〇〇工場があり、申請地からは山を切り開いて搬入路としてそこまで木材を運ぶと思います。工場は、〇〇からの大きな県道に繋がっており、搬出等はその県道を利用すると思いますので、申請地周辺の道路は利用しないと思います。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に8番の説明をお願いします。

局 長 8番を説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番652、登記：畑、現況：宅地、面積88㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築ですが、既に宅地化しており、建築工事を開始していることで始末書が添付されています。

議 長 8番について特別調査員の報告をお願いします。

26 番 8番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西隣に位置した農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権移転を受けて、住宅を建設するために申請されたものです。申請地は、〇〇さんの父が、元々宅地として利用されて

いたもので、現在建築中の宅地との境界が換地処分の際に誤って登記されていることが発覚し、本件の申請に至ったもので、違反転用を是正するための転用申請です。

境界については、〇〇さんも納得されており、トラブルはありません。この案件は、始末書が添付されていますので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は宅地、西側は畑、南側は公道、北側は堤防となっています。雨水は、北側側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に9番の説明をお願いします。

局 長 9番を説明します。受人：兵庫県の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番・〇〇番・〇〇番合併1、登記・現況ともに田、面積634㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル280枚の設置となっております。

議 長 9番について特別調査員の報告をお願いします。

10番 9番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ50m程行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、太陽光パネルを設置するために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は排水路、南側は農地、北側は排水路となっています。雨水は、自然浸透に加え、西側排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等は、盛土等による造成がないため、今後も懸念するところはありません。又周囲を1.2mの高さのフェンスで囲むとのことです。転用する土地の周辺関係者等へ同意も得られているとのことです。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入代金は、〇〇円となっています。

議 長 9番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7番 〇〇の案件ですが、これまでも何件か申請がありましたが、工期が遅れるとか工事に至ってないとの状況を耳にするのですが、現状はどうなっていますか。

事務局 詳細は分かりませんが、新型コロナの影響で、〇〇製のパネルが入手できなかったことで、工事発注が困難だったと聞いています。現在、入手が可能になったことで、徐々に申請が増えてきているとのことです。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 57 号農地法第 3 条における下限面積（別段面積）の設定について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 57 号農地法第 3 条における下限面積（別段面積）の設定について、令和 3 年度の西都市の農地法第 3 条における下限面積を 50 アールとする。ただし、東米良地区に関しては 10 アールとする。また、空き家に付属した農地に限定した農地（農業委員会が指定した農地に限る）については、原則 1a とする。但し、1a 未満の農地も農業委員会が認めた場合対象とする。以上であります。

議長 補足説明をお願いします。

事務局 説明。

議長 説明がおわりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 ハウス作物を営む方には、50a の要件は厳しいと思いますが何か手立てがありますか。

事務局 認定農家や新規就農の認定を受け、農地が青地であれば、あっせんなどの、農業経営基盤強化促進法に基づくことで、50a 未満の土地取得は可能であります。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで決定いたします。

議長 議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 58 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 7～9 ページの通り、申請件数は 8 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

まず、1 番から説明いたします。受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番 42 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 3,344 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 1 番を説明します。申請場所は、三財〇〇工場から西へ 200m 程行った所の農地となります。渡人の〇〇さんから受人の〇〇さんへの贈与であります。受人の〇〇さんは、ハウスニラを 2 町 3 反程、飼料稲を 3 反程作付けしている農家であり、申請地には、飼料稲を作付けすると聞いております。周辺農家への影響もなく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

3 番 補足ですが、渡人の〇〇さんは、受人の〇〇さんの母の兄、叔父にあたります。

議長 それでは、説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：神奈川県〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積979㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12番 2番を説明します。申請地は、地図を参照していただきたいと思いますが、〇〇中学校から西へ7～800m程、南に500m程行った所の農地であります。神奈川県に住む渡人の〇〇さんから推進委員の〇〇さんへの贈与となります。〇〇さんは、大規模農家であり、農業を営むための農機具一式揃っています。農地法第3条の50a要件も何ら問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：高鍋町の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番他2筆、登記・現況ともに田、面積4,730㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29 番 3番を説明します。今回の申請は、高鍋町の〇〇から平郡に住む〇〇さんへの売買になります。申請地は地図を参照して下さい。三納の〇〇になります。〇〇さんは、米、WC S約20町程作付けする、市内でも大きな農家であります。農機具も田植機、トラクター等農業に必要な機械は一式揃っており、周辺作物への影響もなく、農地法第3条の50a以上の作付要件も問題なく、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a当たり〇〇円となります。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 4番、5番は関連がありますので、続けて説明をお願いします。

局 長 まず4番について説明します。受人：茶臼原の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番、登記・現況ともに田、面積939㎡、権利の内容：売買による所有

権移転です。次に5番について説明します。受人：茶臼原の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積441 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5番 4番、5番を説明します。4番は、岡富に住む〇〇さんが高齢のため、5番は、〇〇さんは要望により、規模拡大する〇〇への売買となります。場所は、〇〇交差点を東へ500m程進み、それから南へ100m程行った所の農地です。詳細は配布済みの地図を参照して下さい。受人の〇〇さんは、西都市でも大きな法人であります。農機具等も一式揃い、周辺作物への影響もなく、農地法第3条の50a以上の作付けも問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a当たり〇〇円です。

議長 農地取得後は、何を作付けするのですか。

5番 飼料用のWCSを作付けすると聞いています。

事務局 申請書も確認しましたが、飼料作物となっております。

議長 説明がありました4番、5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に6番の説明をお願いします。

局長 6番について説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他10筆、登記・現況ともに田及び畑、面積6,180㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22番 6番を説明します。今回の申請は、所有地がありませんので、購入後に農地法第3条の50a以上の作付け要件を満たすものと初めに申し上げます。元々は受人の〇〇さんが、渡人の叔父にあたる〇〇さんへ譲渡していた農地であり、〇〇さんが借りて、路地ピーマン、ワラビ、普通水稻を作付けしていますが、今回買い戻す形での所有権移転となります。場所は、三財の〇〇、〇〇、〇〇となります。購入後も、現在同様の作物を作付けするようです。農機具等もトラクター、田植機等一式揃っております。

今後も農業を継続していきたいとのことですので、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a当たり〇〇円です。

議長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18番 この案件は、あっせんにかげられませんか。

22番 農地の一部には、あっせん可能な青地もあるのですが、価格面もあり、今回農地法第3条を適用したとのこと。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番について説明します。受人：南方の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番42他2筆、登記・現況ともに畑、面積12,262㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。尚、〇〇の現地調査の際には、〇〇委員に道案内をいただきました。ありがとうございました。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18番 7番を説明します。農地の場所は、〇〇狭を一望できる山の上の農地です。この案件は、〇〇さんから〇〇さんへの売買となります。〇〇さんは、今回、親元就農となりますので、農地の移転については何ら問題ないと思います。親元就農の助成制度については、事務局より説明をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a当たり〇〇円です

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に8番の説明をお願いします。

局 長 8番について説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積347㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 8 番を説明します。申請地は、三納の〇〇地区であります。詳細は、配付済みの地図を参照して下さい。受人は〇〇さん、渡人は〇〇さんで、所有権の移転は売買となっております。この農地は、〇〇さんの父親が管理していたものですが、亡くなられて、娘の〇〇さんでは管理が困難とのことで、緊密の〇〇さんに売買することになりました。〇〇さんは、ハウスズッキーニ、水稻を作付けしておられ、農機具も一式揃っております。農地法第 3 条の 50a 以上の作付けにも問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 農地の売買価格は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 8 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 59 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 59 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書 10～14 ページの通り 8 件の申請であります。

1 番 受人：下三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 248、登記・現況ともに田、面積 3,012 m²です。

2番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 256、登記・現況ともに田、面積 1,384 m²です。

3番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 2,515 m²です。

4番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 6,380 m²です。

5番 受人：都於郡町の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 6,867 m²です。

6番 受人：右松の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 他 5 筆、登記・現況ともに田、面積 11,625 m²です。

7番 受人：穂北の〇〇、渡人：〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,011 m²です。

8番 受人：穂北の〇〇、渡人：〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 2,058 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については令和 3 年 5 月 7 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番から 8 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 59 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 59 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 15～18 ページの通り 6 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：新富町の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 6,162 m²、令和 3 年 5 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

2 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,874 m²、令和 3 年 5 月から 10 年間の貸借権の新規設定です。

3 番 受人：三納の〇〇、渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 5 筆、登記・現況ともに田、面積 8,458 m²、令和 3 年 5 月から 10 年間の貸借権の再設定です。

4 番 受人：新富町の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 68、登記・現況ともに畑、面積 5,811 m²、令和 3 年 5 月から 4 年 3 ヶ月間の貸借権の新規設定です。

5 番 受人：新富町の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1 他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 13,385 m²、令和 3 年 5 月から 6 年 10 ヶ月間の貸借権の新規設定です。

6 番 受人：有吉町の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 811 m²、令和 3 年 5 月から 20 年間の貸借権の新規設定で

す。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年5月7日を予定しております。

議長 説明がありました1番から6番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第60号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案同第60号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書19～39ページの通りですが、議案書配付後1件追加されましたので、別紙により、本日議案書に追加させていただきました。合計37件となります。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積1,500㎡、令和3年6月から7年7ヶ月間の農地中間管理事業による使用貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年5月7日を予定しております。

議長 代表1番の説明がありましたが、1番～37番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第61号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第61号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書40～41ページの通り1件であります。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字中尾字〇〇番2他12筆、地目：台帳：田及び畑、現況：山林及び原野、面積12,212㎡、所有者：西都市大字右松〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4になります。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

25番 非農地証明1番を説明します。申請地は、東米良地区の〇〇集落にある農地です。詳細は、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用

することが困難な土地であります。また、農用地域内でもなく、公共投資の対象でもない、優良農地でもないことから事由 4 に該当する判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 議案第 62 号令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 62 号令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については議案書 42～49 ページであります。担当者が説明いたします。

杉尾係長 説明。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認いたします。

議長 議案第 63 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 63 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、議案書 50～52 ページとなります。担当者が説明いたします。

杉尾係長 説明。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12 番 50 ページの農家・農地等の概要の面積の数値ですが、畑の耕地面積が 1,220ha で経営耕地面積が 1,237ha と増えているのですがなぜですか。

事務局 経営耕地面積は、2015 農林センサスの数値ですが、センサスの記載方法で、二毛作は、重複して面積が集計されていることが原因であると思われます。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認いたします。

議長 暫時休憩

議長 ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 00 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

2 番

32 番
